

技術実績評価型総合評価方式試行実施要綱

令和7年9月19日

公社要綱第21号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する対象工事において、品質確保を図るため、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して契約相手方を決定する技術実績評価型総合評価方式（以下「本方式」という。）を試行実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- 二 二級技術者 建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとされた者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとされた者であって一級技術者以外の者をいう。
- 三 その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- 四 コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- 五 工事成績評定通知書の総評定点 工事等成績評定要綱第12条の規定に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- 六 基準日 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事)

第3条 本方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては5億円以上、設備工事にあつては1億2千万円以上の工事案件を対象とする。

- 2 対象案件を主管する課（以下「主管課」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、契約課に依頼する。

(公表に当たり主管課が定める事項)

第4条 主管課は、本方式を試行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項について、事前に契約課と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- 一 工事件名、工事場所及び工事概要
- 二 提出資料の様式及び提出方法
- 三 価格点の評価方法
- 四 技術点の評価項目及び評価方法
- 五 総合評価の方法及び契約相手方の決定方法
- 六 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと
- 七 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第8条の規定による資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できた場合はこの限りでない。
- 八 その他必要と認める事項

(公表)

第5条 本方式を試行しようとする場合の公表においては、前条及び本方式の対象工事であることを明示するものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第6条 契約相手方の決定基準を定めようとするとき主管課は、あらかじめ学識経験を有する者から、次の内容についての意見を聴取することができる。

- 一 契約相手方の決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
 - 二 契約相手方を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無
- 2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、契約相手方（予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(本方式における実施方法)

第7条 本方式の実施は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公募型

参加事業者を公募し、申込みをした事業者のうち参加資格要件等に適合する者から契約相手方を決定する方法

二 指名型

公社が参加資格要件等を満たす事業者を指名し、参加を表明した事業者から契約相手方を決定する方法

(参加申込に当たっての資料の提出)

第8条 参加希望者は、公表に基づき、「工事希望申込書」と併せて、第13条及び第14条に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び参加資格の確認等)

第9条 指名事業者の選定に当たっては、「工事請負事業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）により指名する。

- 2 契約課は、第13条第3項に規定する「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、参加資格の確認又は指名事業者の選定を行うものとする。
- 3 参加資格の確認又は指名事業者の選定に当たっては、第13条第3項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

(総合評価の方法)

第10条 本方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値による。

- 2 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①×0.13 + 式②×0.87)

- (1) 「見積価格 ≥ 基準価格」の場合

$$\text{式①} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{見積価格}}{\text{予定価格} - \text{最低見積価格}} + \frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{見積価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{見積価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

- (2) 「基準価格 > 見積価格 ≥ 特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 30 \times \left[\frac{\text{見積価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

- (3) 「特別基準価格 > 見積価格」の場合

式①、式② = 0

※式①及び式②の上限は30点とする。

※最低見積価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※上記(1)～(3)にある価格はすべて消費税額を除いた額とする。

- 3 前項の基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に

現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあっては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.3/10 を超える場合にあっては予定価格（税抜）の 9.3/10 とする。

《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68$$

《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.3/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。

- 4 技術点の評価は「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表 1 のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績又は仕事と家庭の両立支援配慮実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で 0.5 点を上限とする。また、技術点の上限は 30 点とする。なお、技術点は、第 4 条第 7 号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。
- 5 「企業の技術力」は、別表 1 に掲げる 6 つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。
- 6 「企業の信頼性・社会性」は、別表 1 に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「環境への配慮実績」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」、「女性活躍推進の実績」、「都内中小企業との共同企業体結成の有無」及び別表 1 の備考欄に示す選択対象の評価項目（以下「選択対象項目」という。）のうち主管課が選択し定める 2 つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。
- 7 別表 1 に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」、「ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

(技術点の評価)

第11条 契約課は全ての技術点に係る資料を受領したときは、公表において示した評価方法により、速やかに技術点の審査を行うものとする。

(契約相手方の決定方法)

第12条 見積金額が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、第10条第1項の評価値の最も高いものを契約相手方とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて契約相手方を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

第13条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「企業の実績点」は2点満点とし、入札参加希望者のうち、当該入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該入札の参加者として指名を受けた者(以下「参加者」という。)が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した公社又は東京都(官公庁、地方住宅供給公社、都市再生機構を含む。以下、同じ。)が発注した工事のうち、同種工事の実績を1件以上有する場合に2点、類似工事の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。なお、民間発注工事は、公表前に主管課が評価基準を定めることにより対象とすることができる。

二 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

三 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

四 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定するものとする。なお、乙型建設共同企業体における担当工事の実績は、建設共同企業体協定書等により確認する。

五 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者(乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者)としての実績とする。

六 参加者が共同企業体の場合は、前号を踏まえた上で構成員のいずれかの実績を対象とする。

七 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

3 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおり算定するものとする。

二 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、参加者が基準日の5年3か月前の日から

起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものについては、当該総評定点を0点として算定するものとする。

三 工事成績評定通知書は、公社又は東京都の発注工事のうち、原則、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了検査を受けた工事を対象とする。なお、民間発注工事は、公表前に主管課が評価基準を定めることにより対象とすることができる。

四 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、公社又は東京都の工事業種競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。

なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定する。

五 入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。

六 東京都発注工事における実績の確認は、対象工事の工事成績評定通知書の写しによるものとする。民間発注工事を対象とした場合の実績の確認方法は、公表前に主管課が評価基準を定める。

4 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、参加者が、参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

二 優良工事として表彰された実績は、公社又は東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、公社又は東京都から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。なお、民間発注工事は、公表前に主管課が評価基準を定めることにより対象とすることができる。

三 実績の確認は、公社又は東京都が贈呈した賞状等の書状の写しによるものとする。民間発注工事を対象とした場合の実績の確認方法は、公表前に主管課が評価基準を定める。

四 参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

5 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

二 参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。

6 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した公社又は東京都が発注する工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。ただし、配置予定技術者が参加申込みの時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に2点、それ以外の場合に1点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に2.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1.5点、それ以外の場合に1点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

二 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

三 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

四 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定するものとする。

五 参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

六 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

7 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

二 工事成績評定通知書は、公社又は東京都の発注工事のみを対象とする。

三 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定するものとし、実績の確認は、コリンズの登録内容及び工事成績評定通知書の写しによるものとする。

四 参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第14条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱又は東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止を受けている場合に－3点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為の実績点についての評価は行わないこととする。

二 東京都発注工事における実績の確認は、東京都が通知する指名停止通知書の写しによるものとする。

三 参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「地域における実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、参加者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

二 工事成績評定通知書は、公社又は東京都の発注工事のみを対象とする。

三 東京都発注工事における実績の確認は、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事の工事請負契約書等の写し及び工事成績評定通知書の写しによるものとする。

四 参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、参加者が参加申込みの時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

二 実績の確認は、災害協定に係る協定書等の写しによるものとする。

三 参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

5 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、公社又は東京都発注の単価契約工事又は災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

二 東京都発注工事における実績の確認は、当該発注工事の単価契約書又は工事請負契約書の写しによるものとする。

- 三 参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 6 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- 一 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、参加者が参加申込みの時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
- 二 実績の確認は、認証に係る登録証の写しによるものとする。
- 三 参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- 一 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、参加者の「公社と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合（いずれの区市町村も都内に限る。）に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
- 二 実績の確認は、公社の参加資格登録情報又は建設業営業所一覧によるものとする。
- 三 参加者が共同企業体の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 8 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- 一 「環境への配慮の実績点」は 0.5 点満点とし、参加者が、参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の各認証制度に認定された実績を 1 件以上有する場合又は参加者が、参加申込みの時点において、SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定を受けている場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
- 二 実績の確認は、とうきょう森づくり貢献認証制度の各認証制度に認定されたとして東京都知事等が発行した認証書の写し又は SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類の写しによるものとする。
- 三 参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 9 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- 一 「障害者雇用の実績点」は 0.5 点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある入札参加者が、参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
- 二 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない参加者が、参加申込日において、第 8 号に規定する常用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者を 1 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
- 三 前 2 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣へ

の報告義務がない参加者が、参加申込日において、第7号に規定する短時間労働者のうち第5号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を1名以上雇用している場合0.5点、それ以外の場合は0点とする。

四 前3号に規定するほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない参加者が、参加申込日において、第7号に規定する短時間労働者のうち第5号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を2名以上雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。

五 第2号の障害者とは、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

六 第2号から第4号までの加点対象となる障害者は、参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

七 短時間労働者とは、次の者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が、参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者
- ② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者

八 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

九 実績の確認は、第1号に該当する参加者にあつては公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印が押印されているものに限り）によるものとする。第2号から第4号までに該当する参加者にあつては、障害者雇用状況申告書及び雇用している障害者が保有する障害者手帳等の写し及び健康保険証等の写しによるものとする。

十 参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

10 「「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点」は0.5点満点とし、参加者が、参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。

二 実績の確認は、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業に認定したとして東京都知事等が贈呈した認定証等の書状の写しによるものとする。

三 参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

11 前3項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績

のみ評価する。

12 「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」は0.5点満点とし、参加者が、参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の各賞を受賞した実績を1件以上有する場合又は参加者が、参加申込みの時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第9条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。

二 実績の確認は、東京都女性活躍推進大賞の各賞を受賞したとして東京都知事等が贈呈した賞状等の書状の写し、又は、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しによるものとする。

三 参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

13 「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」は0.25点満点とし、参加者が、令和4年4月1日以降かつ参加申込受付期間の末日の2年前の日から起算して2年の間に、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局宛てに届け出た場合に0.25点、それ以外の場合に0点とする。

二 実績の確認は、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局宛てに届け出た一般事業主行動計画策定届の写し（各労働局の受付印が押印されているものに限る）によるものとする。

三 参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

14 前2項に規定する女性活躍推進の実績について、複数の実績を有する場合でも0.5点とする。

15 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

一 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」は、1点満点とし、当該発注工事において参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が20%以上である場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

二 有無の確認は、建設共同企業体協定書の写しによるものとする。

（資料説明会）

第15条 資料説明会は開催しない。

（技術点の審査）

第16条 技術点の審査に当たっては、公表事項において公社が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

	評価項目	評価点	満点 (点)		業種別の設定			備考	
					建築 工事	土木 工事	設備 工事		
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	19	◎				
	過去の工事成績評定	工事成績評定点	15		◎				
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		◎				
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9	◎				
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎				
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎				
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	－3	－3	◎			有る場合に減点	
	地域における実績	地域における実績点	1	2	○	○	○	選択対象の評価項目(このうち2つを選択)	
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		○	○	○		
	単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1		－	○	－		
	ISO9001 又は 14001 認証取得の有無	S09001 又は 14001 認証取得の実績点	1		○	○	○		
	地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	1		○	○	○		
	環境への配慮実績	環境への配慮実績点	0.5	0.5	◎			複数の実績を有する場合でも 0.5 点とする。	
	雇用・就業への配慮実績	雇用・就業への配慮実績点	0.5		◎				
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点	0.5		◎				
	女性の活躍推進の実績	女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点	0.5	0.5	◎			複数の実績を有する場合でも 0.5 点とする。	
		女性活躍に係る行動計画策定の実績点	0.25		◎				
	都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1	◎				

技術点の上限：30 点

技術点の上限：30 点

別表 2（第 13 条関係）

工事成績評定通知書の総評定点の 平均工事成績評価点	工事成績評価点
0 点以上40 点未満	0
40 点以上60 点未満	1
60 点以上62.5 点未満	3
62.5 点以上65 点未満	5
65 点以上66.5 点未満	7
66.5 点以上68 点未満	8
68 点以上69.5 点未満	9
69.5 点以上71 点未満	10
71 点以上72.5 点未満	11
72.5 点以上75 点未満	12
75 点以上77.5 点未満	13
77.5 点以上80 点未満	14
80 点以上 100 点以下	15